

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 29
2019・11・4

1 連邦農業大臣クレックナーの発言 自然研究のための発言
(2019・10・30)

我々はミュンヘン技術大学の現在の研究テーマ”昆虫の減少”の結果から、自由に活用するために以下の引用文を提供する。”我々はこの研究を非常に正確に検証し、そしてどのように昆虫個体群が減少するのかを注視する。農業・林業は、昆虫の生態系機能に役立っている。我々は政府として、数週間前に昆虫保護アクションプログラムに、この目的を組み入れた。”

明確なこと：昆虫減少の原因は、多様で全体的に複雑である。この問題は、農業のみに該当するものでない。同じく居住地域の進展、街における光害、土地の乾燥、玄関ドアの前庭の完全舗装、並びに交通と交通インフラが問題である。森林の中にその減少を突き止めた。ドイツの森林における動物生物多様性に関する生物学的なデータは、森林内の調査からもたらされる。森林は以前から蓄えの豊富な古い、自然に密着し樹種が混成されている。我々は、枯死樹木とより多くの広葉樹を有している。しかし、これはミュンヘン技術大学の研究と全く調和してない。

森林現況の背景：

- ・我々の森林には 39 億 m³ の木材が蓄積されている。これは 358 m³/ha で、そして前年 5 年間よりも 6% 多い。同時にドイツは、EU 同盟において木材の豊かな国である。
- ・樹木の平均樹齢は 77 年となり、そして同時に過去の連邦森林調査（2002 年）以来、4 と 1/2 年増加している。全樹木の 1/4 弱は 100 年以上古い。
- ・広葉樹の割合は 43% に増加し、同時に 7% の上昇である。
- ・混交林の面積は約 5% 増加した。全森林面積に対するこの割合は 76% となった。

- ・ 自然状態に近い森林は全体的に向上している。我々は 2002 年に 36%の極めて自然に近い森林を有している。それが 10 年後には 51%になっている。
- ・ 自然の若返り林は、ドイツで大多数を占める若返り形態としての、若木の植え付けが全林地の 85%である。
- ・ ドイツの森林の生物的重要性は、過去 10 年間で明らかに改善された。指標国内戦略” 景観の質と種の多様性” に際しての生物的多様性は、全ての部分指標の最も高い 87%に到達した。

2 ドイツ漁業がイギリスの EU 離脱の敗者であってはならない

(2019・10・26)

連邦大臣クレックナーが連邦漁業保護船を訪問した。大臣は連邦の 3 隻の保護船の 1 つ、” オジロワシ” で、漁船監視に関する情報を伝えた。この” オジロワシ” は、連邦食料・農業省 (BMEL) に所属している。そして漁業に関する権限を有する連邦食料・農業局 (BLE) に、財政支出している。この保護船の主要課題は、国内一国外の漁業法規則に基づく監視活動である。

ドイツの海洋のみならず、北海ーバルト海ー大西洋全体が行動範囲である。特に漁業保護船の監視は、規定されている漁獲割合を検査し、そして特に禁漁時期の遵守と、混獲した魚の船上での投げ捨て禁止の徹底である。連邦大臣は強調した：” 漁業保護船は海上での監視でもって、魚の現況保持のために国際的に重要な役割を果たしている。我々の漁業者が長期的に漁業において、安定した収入を確保するためにも、魚の現況を回復しなければならない。

これはイギリスの EU 離脱 (Brexit ブレグジット) の視点でもって、1 つの挑戦である” と、クレックナー大臣は述べた。ドイツの外洋漁業は、北海ニシンの 100%とイギリス海洋のサバの 60%を捕獲している。Brexit でもってイギリスの海洋への立ち入りが失われる。” 全く明らかである。漁業は Brexit の敗者であってはならない。私はドイツの漁業者が、今後ともイギリス漁場への立ち入りについて、尽力している。

” クレックナー大臣は、既に 2 週間前にルクセンブルグにおいて、EU ー農業大臣との会合で 2020 年に関するバルト海での漁獲量について協議している。

ドイツの漁業に関する不安な状況を配慮のもとに、重要な魚の現況について、EU ー大臣が 1 つの合意を見出した。漁業経済と社会経済的状況との間のバランスを創り出す。持続的な管理によって、魚の現況の長期的な回復を危険に晒すことなく。

さらなる情報：

漁業監視は EU ー同盟における全体の漁業政策にとって、不可欠な構成要素である。効果的な漁業政策は、違法な漁獲との効果的な闘いのために、そして持続的な漁業実践のための決定的な手段である。

3 食品監視を最善の状況に (2019・10・25)

連邦食料・農業大臣クレックナーは、食品監視を所管する各州と、監視の経過とその仕組みについて議論した。彼女は議論の後、食品監視を所管する州大臣、各州議員にベルリンで説明した。”消費者は、安全な食品に対する権利を有している。そのため、全ての食品企業に最初に呼びかけを発した。企業の義務は、食品の安全を配慮することである。これは現地で効果的そして定期的に監視されねばならない。

我々が奨励しているシステムの中に、各州の権限と専門知識が入っている。私は連邦大臣として知りたい。現地でこのことが、正確になされているのかどうか。そのため、私は各州の同僚大臣を招いた”と、クレックナーが強調した。それ故に食料監視がより良く実施できるように、各州大臣と共同で留意する。さらに大臣は全ての参画官庁が、職員への十分な権限の付与を求めた。

”人々の健康が問題になるとき節約されない！各州は食品監視のために必要な特別な知見を、準備しなければならない。これには学問分野間の監視統一の作業が含まれる。つまり対策本部。これは様々な分野からのエキスパートのチームを組み合わせること。場合によっては他の州の機関も”と、大臣が述べた。

さらなる管轄機関による支援は、利害対立も防ぐ。

”この部署について私は明確に述べる。”我々は連邦として現在の社会的要請に適応した、食品監視システムが最適な状況を保つよう継続的に活動する。”

私にとって重要なことは、連邦と各州の間のコミュニケーションが、さらに改善されることである。特に我々は、管轄機関の間のデータと情報交換のために、改善されたインフラ構造を必要とする”と、クレックナー大臣は述べた。

更に連邦省はそのような中心的な IT ーインフラが、具体的にどのようになるかの研究を委託している。大臣が予告した：”食品の中にみられる、いわゆる病原体指紋と病気に感染した人からのサンプルを比較できる、新しい分析システムを 11 月に投入するための計画を紹介する。

汚染—そして感染経路を、将来的に型通り追体験することができる。これを通じて食品に由来する病気突発の解明率が、明らかに向上できる。”その上、連邦は管轄機関に対する企業の統一した報告様式によって、産物回収が迅速に行われることを支援する。”さらに私は既に、法改正（食品—飼料法 LFGB）の途中にある”と、大臣は続けた。”それでもって連邦政府は前提条件を創り出す。権限を有する管轄機関が、食品企業に基準値を作らせることができる。報告書のように。私は全州がこのことを円滑に、実行することを期待している”と、大臣は述べた。

要 約：

第一：各州は食品監視を組織しなければならない。現地での経営の視点でもって、関心事の対立が無いこと。この検査—監視員は中立であること。

第二：全ての参画期機関は十分な専門知識を有する人材を、予め配慮しなければならない。人間の健康が問題になるとき、節約してはならない。なぜならば、人間無しに監視はない。

第三：情報伝達は改善されねばならない。これは各州とのデータと情報交換のために、特に良いインフラを構築すること。大臣は中心的な IT インフラを具体的に見えるように、研究を委託している。

第四：連邦省は、病原体指紋を食品に見つけたときの分析システムを、紹介している。感染した人のサンプルと比較できるように。汚染と感染経路を型通りに追体験できる。それを通じて食品に由来する病気の発生解明率が、明らかに向上する。

第五：食品の回収は、統一した報告様式によって迅速に実施される。現地の管轄機関は該当する食品をスピーディに、追体験しなければならない。その際、管轄機関は食品企業に期限を遡って、追跡をさせること。同時に連邦政府は、管轄機関が食品企業に基準をつくらせること。

4 2019 年度農業政策報告―緑の職業のための農業教育の現状

(2019・10・23)

農業分野は、ドイツにおける人口上の進展を背景に、若い専門家―指導者の職業確保が増大する挑戦の前に立っている。労働プロセスの中で増加している自動化とデジタル化、同時に多様な社会的期待が高まっている。つまり、消費者保護、持続性、家畜の福祉、生物多様性と統合教育あるいは包括的教育（訳注・障害者と健常者を同じ教室で学ばせること）である。

14 のいわゆる緑の職業（訳注・農業関連の職業）における職業教育に特徴づけられている。そのため、将来的な専門家―指導者のための現行の資格試験を再検討し、そして社会的な需要に対して、適切に対応しなければならない。農業の関連職業は、人口上の進展と変化する教育方法に拘わらず、なお全体的に安定した需要を望んでいる。

2017 年には約 32 900 人の若い人々が、農業分野の教育を受けている。これは以前の年のように。連邦食料・農業省（BMEL）は、2015 年―2018 年の報告期間における教育需要に応じた教育規則で、漁業経営者、農業分野―マイスター試験、馬飼育者そして作物テクノロジー技術者の教育近代化を新たに行った。これと並んでさらなる規則、例えば労働市場の必須条件を職業訓練所の新たな特性に適応させている。

この規則改正の作業は、農業分野の社会福祉パートナーとの密接な共同活動において、同意原則の配慮のもとに行われる。同時に BMEL は 2017 年度に現行の研究委任”ドイツにおける農業の労働市場―職業教育の現状と将来的な挑戦”において、緑の職業の報告の中で農業―林業、そして継続教育戦略のための基礎を検討している。BMEL は目下の実施と構想の分野において、今ある農業分野の農業―林業そして継続教育の関係者との密接な共同活動を、さらに集中的に継続する。

農業の職業における教育実習生（職業高校生）

職 業	全 体			男 性			女 性		
	2015	2016	2017	2015	2016	2017	2015	2016	2017
農 業	9453	9489	9309	8232	8190	7932	1224	1299	1374
家 政	141	132	132	3	6	3	138	123	129
家畜飼育	930	837	810	441	390	387	492	447	423
ぶどう栽培	909	903	954	711	711	717	198	192	237
園 芸	12561	12264	12558	10086	9816	10137	2475	2439	2421
馬 飼 育	1557	1500	1587	231	195	210	1323	1305	1374
漁 業	213	207	189	207	198	177	6	6	15
林 業	1656	1656	1704	1545	1536	1572	111	120	132
猟区猟師	66	66	51	63	63	48	-	-	3
酪農専門技術者	756	789	762	579	612	582	177	177	180
牛乳テクノロジー専門家									
乳業実験助手	492	483	510	108	111	135	384	372	375
作物専門家	81	93	105	33	42	48	51	51	57
農業サービス専門家	705	699	672	696	681	657	12	18	15
園芸専門家	3435	3180	2952	2754	2556	2355	678	621	594
農業専門家	438	462	558	384	402	489	51	63	63
合 計	33447	32808	32902	26094	25533	25470	7353	7260	7413
対前年比 %	+0,3	-1,9	+0,3	+0,1	-2,1	-0,3	+0,6	-1,3	+2,1

2019・11・4 記

青森中央学院大学

中川 一徹